

動物の生きる権利と動物愛護法

動物が殺処分される原因として、感染症によるやむを得ず殺処分する場合と人間の都合で殺処分される場合の 2 つの場合がある。本研究で検討する、人間の都合で殺処分される場合とは、人間が飼いきれなくなって捨ててしまったりとしている。そんな背景であるが近年日本では、犬猫の殺処分率が減少傾向にあるとされている。しかし、直接的な要因は明らかにされていない。そこで本研究の目的は、なぜ人間の都合で殺処分される犬猫の殺処分率が減少傾向にあるのか、また殺処分される動物には人間同様に平等の権利を与えるべきであるのかについてピーターシンガーの議論を読み解く。要因を明らかにするために犬猫の殺処分の過去のデータがどのように変化していったのかを集計するとともに、動物愛護法の改正がどのように行われたのかを調査した。また、ピーターシンガーの議論を用いて動物愛護法の改正や規定についても調査を行った。その結果、殺処分率減少の要因が動物愛護法の改正によって罰則などの強化が減少傾向の要因だとわかった。しかし、減少傾向にありつつも、殺処分率ゼロになっていないので、更なる動物愛護法の改正が望まれる。殺処分にあたっては、動物の能力によって配慮の度合いも変わってくるということが明らかにされた。